会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故前はしいたけ栽培用の原木を購入することなく入手していた事情等を考慮して平成27年に購入した原木の購入費用分の賠償が認められたほか、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を考慮して平成28年1月から令和2年12月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益(影響割合は平成28年1月から平成30年12月までは5割、平成31年1月から令和2年12月までは4割。)の賠償が認められた事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は 及ばないことを相互に確認する。

記

- (1)掛かり増し費用(しいたけ原木) 金 55,600円 (期間 平成27年3月2日)
- (2)営業損害(ホオノキ等の逸失利益) 金540,814円(期間 自 平成28年1月1日 至 令和2年12月31日)

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として 金596,414円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。 イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 令和3年1月26日

(仲介委員 澤田 行助)